

独立行政法人国立青少年教育振興機構公的研究費管理規則

平成27年4月1日
理事長 裁定
平成28年4月1日
改 正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における公的研究費の管理については、関係法令等に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「公的研究費」とは、機構以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。
- 二 「部等」とは、機構本部各部、青少年教育研究センター及び施設をいう。
- 三 「部等長」とは、前号の部等の長をいう。

(管理組織)

第3条 機構の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部等責任者を置く。

(最高管理責任者の責務)

第4条 最高管理責任者は、機構全体の公的研究費の運営及び管理を統括し、公的研究費に関するすべてについて最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関する情報を収集し、不正使用を防止するための計画（以下「防止計画」という。）を策定する。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の使用状況について不相当と認める場合は、統括管理責任者に対して改善を命ずるとともに、監事に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部等責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者の責務)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、財務を所掌する理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、防止計画を実行するとともに、防止計画が機構内において忠実に実施されているかを確認する。
- 3 統括管理責任者は、公的研究費の使用状況について、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3—1号）（以下「会計規程」という。）第7条第2項に規定する予算責任者に報告を求め、その使用状況について常に把握していなければならない。

（部等責任者の責務）

第6条 部等責任者は、統括管理責任者を補佐し、所属する研究者等の公的研究費の運営及び管理を行うとともに、部等を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、部等長をもって充てる。

- 2 部等責任者は、防止計画を実施するとともに、部等に所属する研究者等の公的研究費の執行状況について常に把握していなければならない。
- 3 部等責任者は、不正防止を図るため、統括管理責任者の指示の下、部等に所属する研究者等のコンプライアンス教育を実施しなければならない。
- 4 部等責任者は、研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているかどうかについてモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

（防止計画の策定及び実施等）

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、公的研究費を適正に運営及び管理するために、事業年度ごとに防止計画を策定し、実行しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、防止計画を策定したときは、統括管理責任者に防止計画の実施を指示しなければならない。
- 3 前項の指示を受けた統括管理責任者は、部等責任者に対して防止計画を実施させなければならない。
- 4 部等責任者は、防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。
- 5 部等責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握又は発見した場合は、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 6 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するとともに、部等責任者に対し、改善を指示しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、前各号に基づき違法行為及び不正使用が行われないよう組織を統制しなければならない。

（執行状況の確認等）

第8条 部等責任者は、財務会計システム等により随時公的研究費の執行状況を確認し、

著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、部等責任者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(相談窓口の設置)

第9条 機構における公的研究費に関わる事務処理手続き及び使用ルール等に関する機構内外からの相談に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署をもって充てる。

- 一 研究費の執行に関する事項については財務課
- 二 機構に所属する研究者の研究に係る事務手続きについては青少年教育研究センター

- 3 相談窓口は、問い合わせに誠意をもって対応するとともに、機構における効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努める。

(コンプライアンス教育の実施)

第10条 機構は公的研究費の不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催等の方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

- 2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員は公的研究費の執行に当たり、次の各号に定める事項を誓約する文書を提出するものとする。

- 一 機構内の規則等を遵守すること
- 二 不正を行わないこと
- 三 規則等に違反して、不正を行った場合は、機構や配分機関の処分および法的な責任を負担すること

(調査委員会)

第11条 公的研究費の不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、独立行政法人国立青少年教育振興機構における研究活動の不正への対応に関する規程（独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第7-3号。以下「規程」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、規程第18条、及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則（独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-3号）に基づき懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、機構が管理する公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。